

横浜船渠の1929年の「合理的賃銀制度」について

2021.10.23 日本労働社会学会第33回大会
(@大阪経済大学)

立命館大学 吉田 誠

1

目次

0. 本報告者の問題関心
1. 横浜船渠の合理的賃銀制度（1929年）とは
2. 新日給と理想日給の区別：先行研究における問題(1)
3. 年齢給による定期昇給の実現？：先行研究における問題(2)
4. 先行研究における問題（まとめ）
5. 合理的賃銀制度をとりあげる意義

結語

2

0. 本報告者の問題関心

2018年の学会発表：GHQによる先任権の日本への移入の試み

※「整理基準に関連して、勤続年数、年令等を考慮した所謂先任権、或は古参権という考え方を取っている協約例が見られる」（労働省、1951、52頁）

この発見が示唆するもの→「年功」概念の見直しの必要性

「→仮説…年功は3つのベクトルの合成物

- ・生活給思想に背景を持つ年齢（労働側、戦時下の国）
- ・優秀層を長期雇用し職場のボスとして厚遇する戦前の雇用慣行（使用者側）
- ・単純な勤続年数（アメリカの先任権の影響）」

（18.10.20自由論題報告レジュメ）

この観点からの戦前の労務管理制度研究の読み直し

3

1. 横浜船渠の合理的賃銀制度（1929年）とは

1929年3月

工信会（企業内組合）の要求

vs.

会社側回答

賃上げに関しては

- ・日給50銭の増給（定額要求）
- ・最低賃銀2円50銭

- ・在籍3年未満男工 10銭
- ・在籍3年以上男工 15銭
- ・女工 5銭

要求に勤続的要素なし。定額
要求→「上に薄く下に厚く」



勤続的要素はあるも、
たかだか3年

対立

10日におよぶストライキの結果

- ・労使による「合理的賃銀制度調査委員会」の設置→新たな賃上げ額の決定
- ・上記が実現するまでの間、日給12銭の賃上げと総平均日給3円を保証

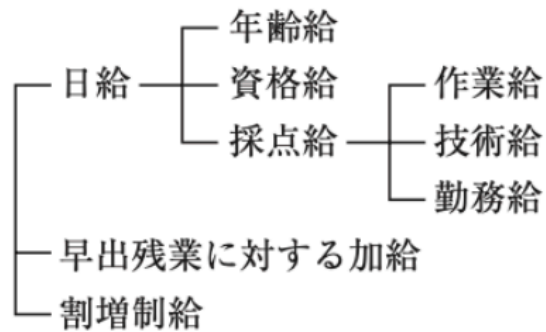
同年8月…合理的賃銀制度に基づく賃上げの実施

4

先行研究における合理的賃銀制度の紹介

図1 典型的な紹介例（笹島, 2011, 42頁）

横浜船渠(株)「合理的賃金制度」 (1929 (昭和4) 年)



資料出所：加藤（1967）

注：原典は『社会政策時報』昭和4年10月号

5

先行研究における合理的賃銀制度の評価

戦前における年功賃金の典型例としての扱い

- ・ 生活給としての「年齢給」…年齢と勤続年数によって決定される

堀川三夫「基本的には年齢、勤続の生活賃金的なもの」

(孫田編, 1970, 188頁)

笹島芳雄「生活給思想」を「実践した事例」

(笹島, 2012, 34頁)

- ・ 勤続年数が賃金に反映されたことへの着目

A. Gordon (1985=2012), 「労使交渉によって、年齢と勤続年数を明確に連動し、労働者の基本生活費を事実上反映する日給という、広く知られるようになった画期的な新制度が生み出され」、「横浜船渠の賃金制度は、この1929年の合意から第二次大戦の初期まで、ほとんど変更されることはなかった」(189頁)。「横浜船渠では、日給は、仕事や技能水準より、勤続年数や職位によって決められるようになった」(190頁)

6

2. 新日給と理想日給

先行研究における問題(1)…新日給と理想日給の区別がなされていない
合理的賃銀制度調査委員会

「新日給」と「理想日給」を設定

→「理想日給」は年齢給、資格給、採点給から構成

※ 先行研究が「日給」としていたものは「理想日給」である

「仮令如何に理想日給が合理的に算出されたりと雖も現日給よりも低き場合之を引き下ぐる能はず又反対に余りに高額の昇給は社内の均衡を乱す恐れあり」(阿部, 1929, 58頁)

→理想日給と現日給の差額から新日給を決定

7

表1 「新日給計算方法の原則」

現日給と理想日給との差	新日給の設定
現日給が理想日給より高額の場合	現日給 + 4 銭
現日給が理想日給より同額～9 銭低額の場合	現日給 + 5 銭
現日給が理想日給より10 銭～16 銭低額の場合	理想日給の額
現日給が理想日給より17 銭～30 銭低額	現日給 + 17 銭
現日給が理想日給より31 銭～50 銭低額	現日給 + 19 銭
現日給が理想日給より51 銭～60 銭低額	現日給 + 21 銭
現日給が理想日給より61 銭以上低額	現日給 + 23 銭

出所：阿部（1929，58頁）より筆者作成

8

従って図1は図2のように書き換えられなければならない

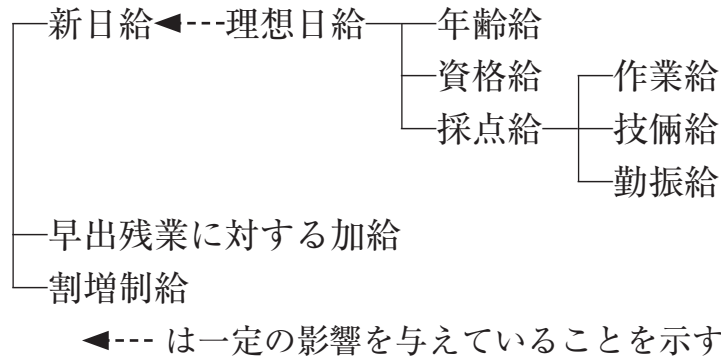


図2 「合理的賃銀制度」の修正（筆者作成）

3. 年齢給による定期昇給の実現？

先行研究における問題(2)…年齢給に対する誤解

年齢給…年齢と勤続年数に基づく理想日給の賃金要素

生活費は家族数に応じて増減する→職工の年齢によって決定

参考：年齢給策定のプロセス（阿部, 1929, 55～57頁）

協調会（1925）の生計費調査の活用

「月収50円以上100円未満の京浜地方の職工」…平均世帯人数近似

職工一世帯当り一ヶ月基本生活費…59.86円

→平均就業日数で除す…新平均日給額2円21銭

これを年齢、勤続年数などが平均的な職工の日給額

日給額の約65%を年齢給で対応する（残り資格給、採点給）

→平均年齢34歳、平均勤続年数5年の年齢給… $2.21 \times 0.65 = 1$ 円40銭



年齢は50歳まで勤続年数は30年までが定められており、あたかも毎年年齢と勤続年数の上昇に伴い昇給があるかのような精密な表（表2）

表2 「年齢給一覧表」 (一部)

勤続年	年齢	給
二未滿	0	100
三以上	1	110
三以上	2	120
三以上	3	130
三以上	4	140
三以上	5	150
三以上	6	160
三以上	7	170
三以上	8	180
三以上	9	190
三以上	10	200
三以上	11	210
三以上	12	220
三以上	13	230
三以上	14	240
三以上	15	250
三以上	16	260
三以上	17	270
三以上	18	280
三以上	19	290
三以上	20	300
三以上	21	310
三以上	22	320
三以上	23	330
三以上	24	340
三以上	25	350
三以上	26	360
三以上	27	370
三以上	28	380
三以上	29	390
三以上	30	400
三以上	31	410
三以上	32	420
三以上	33	430
三以上	34	440
三以上	35	450
三以上	36	460
三以上	37	470
三以上	38	480
三以上	39	490
三以上	40	500
三以上	41	510
三以上	42	520
三以上	43	530
三以上	44	540
三以上	45	550
三以上	46	560
三以上	47	570
三以上	48	580
三以上	49	590
三以上	50	600
三以上	51	610
三以上	52	620
三以上	53	630
三以上	54	640
三以上	55	650
三以上	56	660
三以上	57	670
三以上	58	680
三以上	59	690
三以上	60	700
三以上	61	710
三以上	62	720
三以上	63	730
三以上	64	740
三以上	65	750
三以上	66	760
三以上	67	770
三以上	68	780
三以上	69	790
三以上	70	800
三以上	71	810
三以上	72	820
三以上	73	830
三以上	74	840
三以上	75	850
三以上	76	860
三以上	77	870
三以上	78	880
三以上	79	890
三以上	80	900
三以上	81	910
三以上	82	920
三以上	83	930
三以上	84	940
三以上	85	950
三以上	86	960
三以上	87	970
三以上	88	980
三以上	89	990
三以上	90	1000

阿部 (1929, 61~62頁)、赤マルは報告者

しかし、実際には年齢給に基づく全員の毎年の定期昇給は予定されていなかった。

初任日給

- ・「三月二十五日以降入職の職工に対しては本委員会の決定事項を準用す」 (阿部, 1929, 59頁)

ただし

- ・合理的賃銀制度調査委員会委員長の声明 (阿部, 1929, 59頁)
「現在の如き会社の状況に於ては毎半年に常備職工の三割を昇給せしむ」
「各人の技倆点及び勤振点を今回と同様の方法にて採点し之を参考として合理的に昇給者を決定」

→昇給は一部の者のみを予定し、昇給額の決定方法については言及せず

- ・ 年齢給による昇給がなされていなかった他の証拠・傍証

『横浜船渠株式会社史稿』

「事業の不況は一層深刻に進み、さらに経費支出の縮少を要し、翌昭和6年（1931年…引用者）2月には職工の労働時間も1日8時間とし、日給を先に定めた新日給の9分の8にした」（陰山, 2018?, 214頁）

「就業規則」（1931年制定）

「賃金八」「業務ノ種類、職工ノ技能ヲ参酌シテ之ヲ定ム」（中村 1933, 90頁）

4. 先行研究における問題（まとめ）

合理的賃銀制度は、「制度」と名づけられながらも、言葉の本来の意味での制度、すなわち継続性を有するものとして設計されたのではない。

→あくまで1929年の賃上げのための指標作り

先行研究は（意識的に？）この点を無視し、年齢と勤続による全員の昇給が定着した制度の代表例として取り上げた。

そのためには新日給と理想日給の違いを捨象する必要→理想日給の決定方法により「日給」が決まることになったかのように論じた。

横浜船渠の合理的賃銀制度は、呉海軍工廠の伍堂卓雄の『職工給与標準制度ノ要』よりも生活給の実現に近づいたとはいえようが、しかし「生活給」が実現したわけではない。むしろ戦前期においては実現できなかったという限界を示していると考えらるべきであろう。

5. 合理的賃銀制度を取り上げる意義

戦前における勤続年数に対する価値意識を示している

しかし、それは先行研究の主張とは逆に、
勤続年数はそれ自体として経営側にとってさしたる意義がないことが述べられていた。

「勤続年数は元来技倆と比例するものなるを以て本来認むる必要なきも従来の昇給には技倆、年齢のみならず勤続年数を加味されし者あるを以て特に今回は勤続年数を加味せし」

「今回は勤続年数を加味せしも将来は勤続年数を加味する必要なきものとす」（阿部, 1929, 57頁）

15

荒木東一郎 顧問として調査委員会に参加した能率技師

※能率技師：科学的管理法にもとづくコンサルタント

著書

『能率一代記：経営顧問三十年』（1955年）

『能率一代記：経営顧問五十年』（1971年）

いずれも横浜船渠の経験を記述→下記のように豪語

「現在、一般的にいわれている「年令給」とか「勤続給」とかいう考え方の起ころは、このとき横浜ドックで行なわれたものである。」（1955, 28頁）

「現在、一般的にいわれている「年令給」とか「勤続給」とかいう考え方を統計的な基礎をもとにして最初に体系的にまとめたものが、このとき横浜ドックで行なわれたものである。」（1971, 37頁）

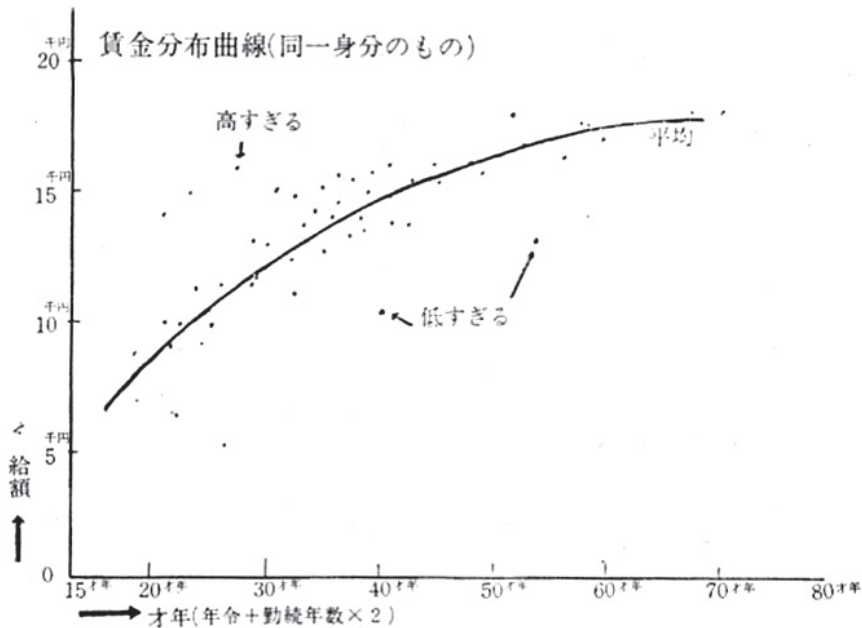
勤続年数が入ってきた意義…「みんなの納得のゆく合理的公平な賃金」
労働者の不満の原因

→「高からずを憂えず、等しからざるを憂う」（1971, 37頁）

勤続年数の導入は争議抑止の観点→勤続奨励策とは言いがたい

16

図3 荒木の問題意識を示した「賃金分布曲線」



出所：荒木（1971, 39頁）

なお、ここで「年齢」とされているのは入社年齢と理解すると表2と符号する

17

結語

横浜船渠の合理的賃金制度は二つの意味で過去に実施された賃金制度としてとりあげるべきではない。

1)年齢給、資格給、採点給からなるのは理想賃金であって、実際の新日給はそれとは異なる

2)制度とは名づけられているが、実際には1929年の賃上げのための指標。→全員に対して年齢、勤続に基づく定期昇給を伴うような賃金制度ではなかった。

他方、勤続年数の扱いについては示唆的である。

1)確かに、理想日給においては賃金と勤続のリンクがなされていた

2)しかし、積極的な理由ではなく、将来の賃上げに際しては考慮しない
→経営側

勤続年数そのものを評価するという価値意識はなかった

18

当時（1920年代）の勤続に対する経営側の一般的な取り扱い

「勤続賞」

「三年、五年、七年、十年ト謂フカ如ク年数ニ応シ漸次高率ノ奨励金又ハ物品ヲ賞与スル制度」（内務省, 1922, 245頁）

解雇が行われている中では、結果としての長期勤続に対する表彰と考えるべきか。

造船業での状況

「勤続賞与制を実施しているものは三菱造船会社所属三造船所のみ」

「永年勤続職工表彰規程」

「賞状徽章又は金銀杯等を支給する所謂温情主義の遺物」
（吉田, 1927, 87～88頁）

※なお、横浜船渠の就業規則（中村, 1933）にはこうした勤続賞を見い出すことはできない。

定期昇給…造船会社「極めて少い」

「大正10年頃戦時手当其他の臨時給が本給に繰入れられてからは、一般的昇給は殆んど停止の姿となつて、現在尚定期昇給を実行している工場は極めて少い。然し、薄給者、年少者等にして技術進歩の道程にある職工に対しては臨時昇給を行つてゐることは勿論である。」（吉田, 1927, 75頁）

また、この時期に昇給は行われるにしても一部の者の選別

一律に勤続を奨励する施策であつたとはいえない。

戦間期…日給という賃金の決め方により勤続年数が影響を与えることはあつたものの、経営側が全労働者に対して定期昇給という長期勤続の奨励策を用い、勤続年数そのものを価値があるものとして評価したというのは戦後作られた神話ではないのか。

文献表

- 阿部梧一（1929）「横浜船渠株式会社に実施せる合理的賃銀制度」『社会政策時報』109号
- 荒木東一郎（1955）『能率一代記：経営顧問三十年』日本経営能率研究所
- 荒木東一郎（1971）『能率一代記：経営顧問五十年』日本経営能率研究所
- 蔭山金四郎編（2018？）『横浜船渠株式会社史稿』三菱重工業株式会社
- 加藤尚文（1967）『事例を中心とした戦後の賃金』技報堂
- 協調会（1925）『俸給生活者職工生計調査報告』
- 伍堂卓雄（1922）『職工給与標準制定ノ要』（タイプ印刷）
- 笹島芳雄（2011）「生活給」『日本労働研究雑誌』609号
- 内務省（1922）「大正一一年本邦に於ける工場鉱山従業員の賃金制度大要」所収 孫田良平
編著（1970）『年功賃金の歩みと未来』産業労働調査所
- 中村武（1933）「就業規則に関する研究」『司法研究』第17輯 報告書集 12（所収 間宏監
修『日本労務管理史資料集 第3期第10巻）
- 孫田良平編著（1970）『年功賃金の歩みと未来』産業労働調査所
- 吉田寧（1927）「本邦造船業労働事情概説（三）」『社会政策時報』77号
- 労働省大臣官房労働統計調査部（1951）『労働協約分析第一集 人事条項について』
- Gordon, Andrew (1985) *The Evolution of Labor Relations in Japan*. Harvard University Press. 二村一夫
訳『日本労使関係史』岩波書店 2012年

謝辞

本報告にあたってはJSPS科研費基盤研究C JP 18K02018および21K01916の助成を受けた。